

平成 30 年度第 4 回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 平成 30 年 11 月 29 日（木）10 時 00 分～

場所 海老名市役所 706 会議室

1 開会

2 あいさつ

堀尾委員長

3 報告

平成 30 年度補助金交付団体の事業視察について・・・・・・ 資料 1

4 議題

（１）平成 31 年度市民活動推進補助金制度の運用について・・・・ 資料 2

（２）平成 32 年度市民活動推進補助金制度補助割合等について・・・・ 資料 3

（３）市民活動推進補助金交付団体への活動調査結果について・・・・ 資料 4

（４）今後のスケジュールについて・・・・・・ 資料 5

5 その他

6 閉会

◆次回の市民活動推進委員会

日時 平成 31 年 2 月 12 日（火）

場所 701 会議室

内容 書類審査

平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

平成 30 年 11 月 10 日（土）12 時 45 分から

2 視察団体

えびなアレルギーサークル デイジー

補助金交付金額 100,000 円（入門区分）

3 視察事業

アレルギー講習会

4 視察場所

海老名市総合福祉会館

5 参加者

市民活動推進委員 5 名 堀尾委員長・根岸副委員長・渋谷委員・勝田
委員・遠藤委員

事務局 井上

6 結果

平成 30 年度に初めて補助金を活用した団体であり、海老名市総合福祉
会館を会場にアレルギー講習会を実施した。

当日は、海老名市教育委員会就学支援課 主幹兼指導主事 後藤 純

子 氏・昭和大学医学部 管理栄養士 長谷川 実穂 氏を招いて学校給食のアレルギー対応及びこどもの食物アレルギーについての講演を実施した後、エビペンの使用方法・スキンケア等の実習を行った。

神奈川県や NPO 法人アレルギーを考える母の会等の協力もあり、40 名を超える来場者が参加した(来場者の大半が海老名市民)。

学校関係者や医療関係者を対象とした子どもの食物アレルギー講習会は各地で開催されているが、一般を対象とした専門講師を招いて実施するアレルギー講習会は神奈川県ではあまり開催されていないのが現状としてある。こうした現状から、子どもが食物アレルギーを持つ親にとっては、正しい知識や、横の繋がりを持つ機会が少ないため、間違った情報を得てしまうケースも多くある。

事業内容としては公益性が高いため、補助金交付事業に相応しいものとする。



平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

平成 30 年 11 月 21 日（水）12 時 30 分から

2 視察団体

NPO 法人海老名ガイド協会

補助金交付金額 200,000 円（発展区分）

3 視察事業

ずっと住み続けたいまち えびなコミュニティカレッジ

海老名の偉人を語る～中世武士 海老名氏～

4 視察場所

文化会館小ホール

5 参加者

市民活動推進委員 5 名 堀尾委員長・瀬戸委員・渋谷委員・勝田委員・
遠藤委員

事務局 古賀主査・井上

6 結果

今年で 2 回目の交付団体であり、昨年に引き続き海老名市に関連した歴史講演会を海老名市文化会館小ホールで実施した。

国立歴史民俗博物館 研究部准教授 田中 氏・宮内庁書陵部 研究職 植田 氏を招き、中世武士・海老名氏について歴史講演会を実施し、多くの来場者であった。

去年は、文化会館 120 サロンで事業を行った結果、定員以上の来場者があり、開催場所については、課題であった。今年は会場のキャパシティと来場者数を比較すると、適当であったと考える。

海老名に関連した歴史講演会は、公益性が高く、補助金交付事業として相応しいと感じた。



1 備品購入費について

□ 前回決定したこと

① 備品金額

1 品 30,000 円を超えるものについては「備品」とし、30,000 円を超えないものは「消耗品」とする。また、30,000 円を超える備品を購入するにあたり、その一部を補助金に充てる場合は認める。

② 備品の取り扱い規程の作成

備品の取り扱いについて、市民活動推進委員会内部において統一的な基準を設けるための規程を作成する

→ 別紙規程案をご参照ください。

③ 手引き記載案

事務局にて文言等の整理を行い、次回委員会の中で検討・決定していく

→ 下記手引き記載案をご参照ください。

【手引き記載案】

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット、ポスター等の印刷製本費
消耗品費	取得価格(消費税含む)が1件 30,000 円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費※	比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもので、取得価格(消費税含む)が1件 30,000 円を超えるもの

※ 海老名市市民活動推進委員会により、申請した品物が補助金の対象とならない場合もあります

※ 補助金を充てて購入した備品には、海老名市が発行するシールを見やすい位置に添付してください

④ その他

- ・ 補助金の一部を備品購入費として充てることは可とする
- ・ 市民活動推進委員会で備品の該当の有無は判断していく

3 審査申込手引きの確認について

別紙資料（事業視察を行う旨を追記）

4 ポスター案について

別紙資料

5 制度の周知・PR について

新たな周知・PR 場所について、事務局までご連絡をお願いします。

方法	詳細
□ポスター掲示	(1)市内公共施設への掲示 ※可能な範囲で、会議室内への掲示も依頼する。 【候補場所】 ・市民活動センター ・文化会館 ・海老名運動公園 ・保健相談センター ・市内小中学校 ・行政掲示板 ・コミセン、文化センター ・総合福祉会館 ・北部公園体育館 ・有馬図書館 ・大型商業施設 (2)その他 ・商工会議所 ・海老名駅自由通路行政掲示板 ・市内金融機関（郵便局含む） ・リコー フューチャーハウス
□DM送付	【送付先】 (1)庁内からの照会団体 (2)過去に交付実績があり、交付満了となっていない団体 (3)市内NPO法人（47 団体） (4)海老名市ボランティア連絡協議会 構成団体（8 団体）
□タウン誌掲載	【掲載依頼先】 (1)リベルタ (2)タウンニュース
□市広報	12 月 1 日号に掲載予定
□SNS	市・ビナレッジ Facebook に掲載予定
□市・ビナレッジ HP	12 月 1 日～公開予定
□デジタルサイネージ	(1)海老名駅西口自由通路 (2)中央図書館

31
年度

(案)

海老名市 市民活動推進補助金

(審査申込の手引き・審査申込書)



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

平成30年●●月

海老名市 市民活動推進課

目次

P. 1		海老名市市民活動推進補助金
P. 2		制度の対象となる団体
P. 3		制度の対象となる事業
P. 4		助成の区分と上限金額、交付回数
P. 5		対象となる経費 対象とならない経費
P. 6		審査申込方法
P. 7		提出書類 事前質問・回答
P. 8		審査の方法
P. 9		審査基準
P. 10		補助金交付申請書の提出 補助金交付決定通知、補助金請求書の提出 補助金交付 事業変更の制限 活動の報告 補助金の返還
P. 11		審査申込から補助金交付までのスケジュール
P. 12		その他
P. 13		審査申込書の記入例

平成31年度 海老名市市民活動推進補助金

◀ 審査申込の手引き・審査申込書 ▶

● 市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動団体と協働し、豊かで活力ある地域社会を形成するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

海老名市市民活動推進補助金制度は、この条例に基づき、市民のみなさんの自主的で公益性のある市民活動を財政的に支援する制度です。

審査申込期間

平成31年1月8日（火）～平成31年1月18日（金）

※受付時間は平日の 9時 から 17時 まで

補助金の交付を受けようとする団体は、審査申込期間内に必要書類を提出してください。

審査申込方法

審査申込書類を市民活動推進課（市役所5F）へ提出

（提出時は書類確認に時間を要するため、電話による予約が必須です。

詳細はP6を参照してください。）

審査申込書類 入手方法

市民活動推進課窓口、えびな市民活動センター、海老名市文化会館等で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

制度説明会

※参加は自由です

① 平成30年12月 7日（金） 14時～ 海老名市役所 7階 701会議室

② 平成30年12月 8日（土） 10時～ えびな市民活動センター
ビナレッジ301～302会議室

【内容】 制度の概要、対象事業、審査申込書類の書き方などについて説明します。

※いずれかの説明会に参加してください。参加していない場合でも、補助金審査申込は可能です。

事前相談期間

平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火）

審査申込書類の書き方や、申込する事業内容について相談を受け付けます。制度の概要が良く分からない方や、ご自身の団体活動が補助金の対象となり得るか、といった各種ご相談があれば、この期間にお越しください。

※相談は事前予約制です。必ず事前に市民活動推進課までお申込みください。

※受付時間は平日の 9時 から 17時 まで

お問合せ先

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所5F）

TEL 046-235-4794

FAX 046-231-2670

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

次の①～④のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の市民活動団体が審査申込できます。

- ① 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施していること。
- ② 3人以上で構成していること。
- ③ この補助金を受けるに当たり、審査申込から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。
- ④ 団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動です。

趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動は対象になりません。

<事業例>

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など

<平成30年度交付事業例>

	内容	補助金の使途
①	「親子で気軽にコンサート」シリーズ第8弾♪Ring Ring Ring～魔法の鈴でヘンゼルとグレーテルを救おう～ 0歳からのお子様と、普段親子でコンサートに出かけることが難しい子育て世代を対象に、親子で楽しみながら音楽への関心・感性を高める。	会場費・印刷費・通信費・材料費など
②	アレルギー講習会 アレルギー疾患の専門の講師及び栄養管理士による講習会を通して子育ての悩み・不安を解消する。	講師謝礼・印刷費・消耗品・通信運搬費など
③	こころと脳の健康フェス～こころを元気にする10のヒント～ 精神科医 大野 裕 氏、カウンセラー澤登 和夫 氏を講師に招き、うつ病について講演を実施。	講師謝礼・印刷費・会場費など
④	ずっと住み続けたいまち、えびなコミュニティカレッジ 海老名ゆかりの偉人を市民に紹介し、郷土に対するより一層の誇り、愛着をはぐむための市民講座の開催。	会場費・講師謝礼・資料作製費など
⑤	鯉のぼり事業 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。 昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。	材料・消耗品の購入・保険費・地権者への謝礼など
⑥	第3回 森の楽校 緑化フェステバル 広く市民全体に緑を大切にする啓発事業を実施する。	賃借料・材料費など
⑦	「パパのための防災講座～イザ！というときに頼れる父になる～」 講師を招き、防災の必要性、家庭でできる防災ノウハウ等を学ぶ。	講師謝礼・施設利用料など
⑧	それいけ！ママフェスタ 子育てママを対象にした、「ママがママでいること」を楽しむイベントを実施し、子育てママのリフレッシュの場、横の繋がりが持てる場とする。	会場費・託児スタッフ謝礼
⑨	えびなバートヴェンコンサート 第九 2018 プロオーケストラの演奏で、青少年を含む地域住民が高レベルの交響「第九」を創り、聴衆と共に豊かな感動を提供し、地域文化の振興に繋げる。	会場費・指導料・消耗品費・印刷費など
⑩	福島と海老名の子ども交流キャンプ 様々な交流・体験を通じて、子どもたちに課題の発見、工夫、困難を克服する力の育成を行う。	会場費・消耗品費・交通費・広報費など

次の①～②に当てはまる事業が対象となります。

- ① 主として海老名市内で活動し、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- ② 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に実施する事業

※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。

ただし、補助金を審査申込できる費用は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に必要なものに限ります。

※ 対象にならない事業 ※

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - ① 宗教の教義を広めること。
 - ② 宗教の儀式行事を行うこと。
 - ③ 宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の他の補助制度を利用している事業

団体の状況に応じ、2種類の区分があります。区分の概要については、下記の表のとおりです。

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまでにやってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
補助金の額	<u>上限 10 万円</u>	<u>上限 30 万円</u>
補助金の 交付回数 (※)	1 団体につき、1 回のみの交付とする。	1 団体につき 3 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。

備考 当該年度に審査申込できるのは、入門編または発展編のいずれかの区分で 1 事業のみとします。

※ 注意 ※

- ・海老名市市民活動推進委員会の審査結果をもとに、予算の範囲内で交付事業、交付金額を決定するため、審査申込金額を減額して交付することもあります。
- ・海老名市市民活動推進委員会の審査結果により、審査申込時の区分（入門編・発展編）を変更させていただく場合があります。
- ・千円未満の端数は切り捨てとします。

4 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、**事業を実施するために直接必要な経費**です。

審査申込時に提出する予算書に記載する際、「この科目に補助金を充てます」ということが分かるよう、「補助金を充当」欄に必ず「○印」を付けてください。

● 対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの

※海老名市市民活動推進委員会により経費の対象と認められない場合もあります

事業を実施するために直接必要なものとは？

「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。

団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

5 対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません。

審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けないでください。

● 対象とならない経費の例

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼

次のとおり審査申込してください。

審査申込書類は、審査の対象となりますので、正確に記入してください。

① 審査申込期間

平成31年1月8日（火）～平成31年1月18日（金）

9時から17時まで ※土・日・祝日は除きます。

② 審査申込方法

(1) 必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約をしてから審査申込にお越しください。

(2) 予約した日時に市民活動推進課の窓口へ、審査申込書類を持参してください。

※郵送による審査申込はできません。

※書類の内容を確認させていただきますので、説明できる方がお越しください。

※提出書類の内容確認には、1時間程度を要する場合があります。また再提出をお願いすることもありますので、お早目に予約・提出をお願いいたします。

③ 提出書類

次ページの書類を提出してください。書類の作成は、手書きでもパソコンでも構いません。

ただし、A4サイズで作成してください。

なお、審査申込に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

□ 審査申込前に個別相談期間を設けます！（期間：12/10～12/25）

制度説明会の実施後に、申請に関する相談などを受け付けます。個別相談を希望される方は、必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約してからお越しください。

連絡先：046-235-4794（市民活動推進課）

※ 受付時間は 平日の 9時 から 17時 まで

＜相談内容の例＞

- ・自分たちの活動内容は補助金の対象となるのか？
- ・補助金審査申込書をどのように書いたらよいか？
- ・補助金の対象となる経費について、もっと詳しく知りたい 等

※その他、審査申込や団体の運営に当たってお困りのことがあれば、ご相談ください。

① 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを使ってください。
- ・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

② 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
- ・本紙P5の「4 対象となる経費」と「5 対象とならない経費」を参考にしてください。
- ・補助金を充てる科目は、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

③ 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・団体の活動内容を記入してください。
- ・決算資料は、最新のものを記入してください。決算期間が年度単位でない場合は、決算期間となる日付を記入してください。

④ 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。
- ・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

⑤ 団体の役員名簿又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。

⑥ 団体の活動がわかる書類

- ・会報紙や事業のチラシ、その他団体の活動内容が分かる発行物などがあれば提出してください。

ご提出いただいた書類は、審査の前に海老名市市民活動推進委員が確認いたします。

確認をした際に質問事項が出た場合には、2月上旬に申請団体へ質問票を送付いたします。

質問に対し、指定する期限（2月中旬予定）までにご回答をいただきますようお願いします。

※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

補助事業の審査は、一次審査（書類審査）・二次審査（プレゼンテーション審査）があり、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

● 一次審査（書類審査）

審査申込書類をもとに審査基準をクリアしているかを審査し、40点満点中24点以上の点数を獲得した団体が、プレゼンテーション審査へ進めます。

審査の結果、24点に満たなかった場合、プレゼンテーションには、参加できません。

審査申込書類をもとに審査するため、分かりやすく正確に記入してください。

一次審査の可否通知は、2月下旬頃を予定しています。

● 二次審査（プレゼンテーション審査）

書類審査の結果、プレゼンテーション審査の対象となった団体に審査申込事業をアピールしていただきます。必要な機材（パソコン・プロジェクターなど）があればご相談下さい。

また、このプレゼンテーションは、どなたでも見学できます。

- ① 審査基準に基づき、海老名市市民活動推進委員が審査し、順位付けを行います。
- ② 順位が上位の団体から順に、予算の範囲内で審査申込金額を審査します。
- ③ 海老名市市民活動推進委員会は、審査の結果を市長に答申します。
市長は、その答申を受けて、補助事業及び補助金額を認定します。
- ④ 審査結果は、可否に関わらず、後日通知いたします。（3月下旬頃を予定しています。）

▼日 時

平成31年3月9日（土）※予定

▼場 所

海老名市役所 ※予定

▼事前提出資料

プレゼンの概要をまとめた資料等、発表に使用する資料を事務局が指定した期日（決定通知から2週間程度）までに提出してください。

資料はA4サイズで作成してください。手書きでもパソコンで作成しても構いません。

▼発表方法

発表は7分以内で形式は自由です。

（1）発表時間 1団体7分

※発表の順序は事務局が決定します。審査を公平に行うため、発表が7分間を越えた場合は、発表の途中であっても、終了していただきます。

（2）質問時間 1団体8分程度

5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

書類審査の基準は、次の 8 項目です。

書類審査では、各項目について、採点を行います（40 点満点）。

	審査基準	審 査 の 視 点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5 点
	自立性	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5 点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5 点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5 点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5 点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5 点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5 点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5 点

プレゼンテーションの審査基準は、次の 9 項目です。

プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（45 点満点）。

	審査基準	審 査 の 視 点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5 点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5 点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5 点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5 点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5 点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5 点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5 点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5 点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5 点

11 補助金交付申請書の提出

- ① 一次審査及び二次審査を経て補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）」を提出してください。
- ※ 上記の申請書は、二次審査の結果通知に同封します。

12 補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付

- ① 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。
- ② 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。
- ③ 諸手続きが完了した後、1箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。
- ※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。

13 事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更（廃止）することはできません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

※事業の内容・予算は、審査申込時に十分、検討してください。

14 活動の報告

補助を受けた団体は、事業が終了したときは、海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式）を事業終了から起算して20日以内に提出して下さい。

また、補助団体と事務局との諸手続きが終了した後、補助団体は実施結果を公開して頂きます。

また、**事業を行う際に市民活動推進補助金を受けていることを明記し**、団体員全員への周知と一般市民への周知をしてください。

※公開で実施結果の報告

補助金の交付を受けた団体は、対象事業が終了した後、事業の実施結果を公開しなければなりません。

※実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

15 補助金の返還

交付した補助金に残額が生じたとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したときは、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

市民活動推進委員会

団体

補助金審査申込書類提出(P6参照)
募集期間 1月8日～1月18日

2月上旬(予定) 団体への事前質問

2月中旬(予定) 団体からの回答

2月中旬 書類審査【一次審査】
(P8～9参照)

2月下旬 選考結果通知

プレゼンテーション書類提出
(1次選考結果とともにお知らせします。)

3月9日(予定) プレゼンテーション審査【二次審査】(P8～9参照)

3月下旬 選考結果通知(認定通知)

海老名市

4月上旬補助金交付申請書提出

補助金交付決定通知

(通知受理後) 請求書提出

補助金交付

事業の実施

事業終了

事業報告書類の提出(P10参照)

補助金額確定

● 市民活動推進委員会委員による事業視察

市民活動推進補助金の交付が決定した団体を対象に、市民活動推進委員による実施事業の事業視察があります。事業主催者より実施事業内容の説明等を行っていただきます。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員より詳細のご連絡をします。

● 市民活動補償制度

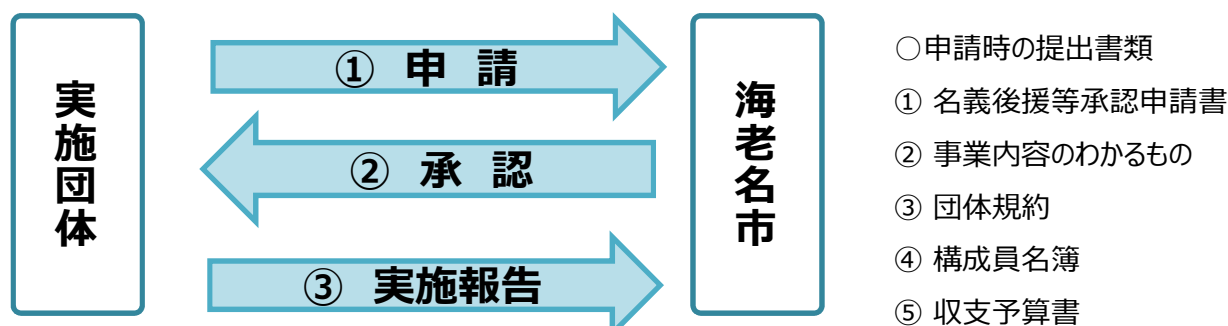
市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いはありません。

ただし、状況によっては、補償の対象にならない場合があります。詳しくは、市民活動推進課へお問合せ下さい。

※他に補償される保険契約が存在する場合は、本制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

● 名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。



提出書類を市民活動推進課（海老名市役所 5 階）までお持ちください。

内容の審査後、海老名市の名義後援事業として承認されましたら、承認書を送付いたします。

その際、事業報告書も同封いたしますので、事業実施後に決算書と一緒にご提出下さい。

（申請書を受理してから承認されるまで約 2 週間ほどかかりますので、あらかじめご了承ください）

● 市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架時のご注意

市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架をする際は、海老名市の許可が必要です。

掲示・配架したいものを海老名市役所に直接お持ちください。

市内公共施設へ直接持参した場合、配架までお時間を要する場合がございます。

お問合せ先（担当課）

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所 5 F）

TEL 046-235-4794 FAX 046-231-2670

問い合わせフォーム 市HPトップ画面→窓口案内→市民協働部市民活動推進課→問い合わせ

H31
年度

海老名市

使いやすく
別紙
ないました



市民活動推進補助金



公益性のある市民活動団体を財政的に
支援します！

制度説明会

日時・場所

最大30万円補助

備品も購入可能

お気軽にご参加ください！

平成30年12月7日(金) 14時～

海老名市役所 7階 701会議室

平成30年12月8日(土) 10時～

えびな市民活動センター ビナレッジ 301会議室

補助金申込受付

申込期間

審査申込の手引き・申込書類は、市HPから
ダウンロードできるほか、市民活動推進課、
市民活動センター、市内コミセン、文化会館等で
配布しております。

平成31年1月8日(火)～平成31年1月18日(金)

補助上限額

入門編最大 10万円

発展編最大 30万円

事前相談

申込書類の作成をお手伝いします！

平成30年12月10日(月)～平成30年12月25日(火)

ご不明点等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

TEL 046-235-4794

海老名市市民協働部市民活動推進課

FAX 046-231-2670

1 新規区分等の導入について

前回、入門編・発展編の中間点に位置する補助区分を設けることとなった。このことから、具体的な中身について検討していきたい。

□ 検討していきたいこと

- ① 区分名について : 中間区分を設けるにあたり、3つの区分の名称を検討したい
- ② 該当する事業について : 該当する事業の中身について検討したい。
- ③ 補助金額について : 補助金額について検討していきたい
- ④ 交付回数について : 交付回数について検討していきたい

【事務局案】

	入門編	継続編	自立編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を継続、又は充実を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、且つ自立に向けたもの
補助金の額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
交付回数	1 団体につき 1 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。	1 団体につき 1 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。	1 団体につき 3 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。

- ① 事業名：漢字表記が定着しているので、そのまま活用したい。最終的には「団体の自立」に繋げていきたいため、発展という表記ではなく、自立編とした。
- ② 該当する事業：「団体の自立」を目指すため、旅立ち編では事業内容の発展は求めず、自立に向けた事業の充実を主たる目的としている。
- ③ 補助金額：30 万円を最大補助とし、中間点の 20 万円を設けることで、段階的に事業の充実を図る。
- ④ 交付回数：据え置きとしたいが、自立では、委員会の査定に基づき、自立に向けて交付回数毎に補助割合の引き下げを大きくしていきたい。

【参考 現在の区分内容】

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまで行ってきた事業の継続または発展を図る事業
補助金の額	上限 10 万円	上限 30 万円
交付回数	1 団体につき 1 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。	1 団体につき 3 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。

2 補助割合について

前回、A 案を中心に検討していくこととなった。これを踏まえ、当該案について具体的に検討していきたい。

【前回決定案】

A 案 査定に基づく補助割合の決定

現在、補助金交付額を決定する際は、申請額を満額支給するのではなく、団体の状況等を考慮した委員会独自の査定により交付額を最終確定している。この方式を継続して実施し、補助割合を下げること、自立を促していく。

① 適用方法（案）

当該年度の予算及び交付申請団体数によるが、全ての区分を対象に委員会による査定を実施する。また、団体の自立に向け、交付回数に応じた交付額の引き下げを行っていきたい。

② 総事業費に対する一定割合の設定

他市町村に見られるように、下記例のような総事業費に対して一定割合を設けることについて検討していきたい。

例：総事業費の 50% 且つ上限 30 万円以内等の要件を加えた場合

総事業費 30 万円 → $30 \text{ 万円} \times 50\% = 15 \text{ 万円}$ ※ 残り 15 万円は自主財源となる

メリット：一定割合を設けることで、補助金ありきで申請している団体は、自主財源が必要となり、自立を促すことができる。

デメリット：申請団体数の減少が懸念される。

【近隣市の状況】

藤沢市：団体の予算額の 50% 以内且つ上限 30 万円

相模原市：総事業費の 80% 以内且つ上限 50 万円

市民活動推進補助金交付団体への活動調査結果について

- 1 回答期間 : 平成 30 年 10 月 19 日 (金) ~ 11 月 9 日 (金)
- 2 依頼送付団体数 : 24 団体 (平成 22 年度 ~ 29 年度交付団体を対象)
- 3 回答数 : 8 団体 (回答率 30%)
- 4 質問内容 : 以下のとおり
 - Q1. 当補助金を活用した時期をご記入ください
 - Q2. 当補助金交付終了後、事業は継続して実施していますか
 - Q3. 団体の活動は補助金の交付後、どのように変わりましたか (発展・活発になった点を記入)
 - Q4. 海老名市市民活動推進補助金について、改善点等あればご記入ください
 - Q5. その他、ご意見等あればご記入ください
- 5 回答内容 : 主な回答は以下のとおり
 - Q2. はい : 7 団体 いいえ : 1 団体 (出産・転職等により H30 年度は実施せず)
 - Q3. ☐ 前年度までは保護者主体としていたところを海老名市学童保育連絡協議会に加盟している有志の学童を主な対象とした。実施内容は、例年行っている防災を意識した取組みも残しながら、高学年生同士の「交流」に重点を置いた。予算内収まる事業計画を練り、参加費 0 円で事業を実施することができた【わくわくフェスタ実行委員会】
 - ☐ 市の補助金や後援を受けたことで、以前より大きなイベントを開催することができたため、社会的信用度が増え、活動における連携先が増えた (H30 年は広告掲載企業と協働して新たなイベントを実施) 【IDEA education】
 - ☐ バイオトイレカーの認知度が向上して、利用者数が増えた。また、問い合わせ数も増えた。【NPO 法人やさしくなろうよ】
 - ☐ 補助金の交付を受けたことで、外部に向けた活動を広げていく自信がつき、活動の原動力となっている。次に企画をしている、上映会 + 講演会も前回の講演会の手応えがあつてのものである【男女平等市民の会海老名】
 - ☐ 海老名市自然緑地保全地域を中心とした活動を、年々少しずつ拡大を図っている。
啓発事業として緑化フェスティバル、市の環境フェスティバル、県のみずきフェスティバル等多くの事業に参加し、啓発活動を行うようになった【NPO 法人海老名里山づくり山仕事の手会】
 - ☐ 初心者講座を開催し、相談員の担い手が増加。12 年間活動を続けることができています【海老名女性支援電話「そよ風」】
 - ☐ 活動目標の設定や活動目的を明確化することができた。他団体との交流等を通して、協働活動を意識し、より発展した活動計画や創造的な活動に挑戦するようになった【えびなパソコンサポートボランティア】

- Q4. □ 海老名市から依頼を受けた活動には補助金を使えないので、使えるようにしてほしい
【NPO 法人やさしくなろうよ】
- 1月の補助金申込時までには、事業の予算を組まなければならない、時期的な問題からH30年度は申請することができなかった。前期・後期のような年2回の募集があると、活用しやすい団体もあると思われる**【男女平等市民の会海老名】**
- 継続的に市民活動を支援していく方法を検討していただきたい**【NPO 法人海老名里山づくり山仕事の会】**
- 事業だけでなく普段の活動（交通費・事務費）にも補助金が使えると助かる**【海老名女性支援電話「そよ風」】**
- 3月中旬には団体としての事業計画・予算を策定したいため、交付審査終了の時期について見直しをしていただきたい**【えびなパソコンサポートボランティア】**
- Q5. □ 3年間補助金を活用することができ、事業の基盤を作ることができ、子どもたちと貴重な経験を積むことができた。今後も事業を継続していきたい**【わくわくフェスタ実行委員会】**
- 補助金により、規模の大きな事業を安全面にも配慮して開催することができた**【IDEAeducation】**
- 多くの市民活動はボランティア活動によって支えられている。多くの市民活動を活性化していくためには財政的裏付も大切である。今後も市民自らが街づくりに直接かかわっていく体制づくりを推進頂くことを期待します**【NPO 法人海老名里山づくり山仕事の会】**
- 132団体の活動等を把握しているが、分野別に連盟を設けることで、市民の仲間づくりと団体の会員確保を役立たせたい**【生きがい発見塾】**
- 団体の立ち上げに際し、補助制度を活用できたことで、自立することができた。活動範囲を広げ、内容についても発展させることで、地域住民の手助けに繋がっていききたい。
- 下記4店の検討を依頼したい。①活動目的や内容等から市内公共施設の利用料の無料化 ②文化会館にロッカー室の設置 ③年度中の突発的な事故に対する補助金制度の制定と予算化 ④どのような業務を行っているのか把握したいため、市民協働部の業務説明会の開催や、市民団体との交流会やネットワークづくりの企画**【えびなパソコンサポートボランティア】**

今後のスケジュールについて

12月	事業視察 ①12月9日（日）「Piccolini」 開催場所：文化会館小ホール ※開始は14時～ 集合時間：13時40分まで ※13時40分に説明を開始します 集合場所：小ホールロビー ※2階の小ホールロビーになります ②12月15日（土）「海老名で第九歌おう会実行委員会」 開催場所：文化会館大ホール ※開始は15時～ 集合時間：14時30分頃 ※再度団体と調整し、後日、詳細をお知らせします 補助金説明会 ①12月7日（金）14時～ 海老名市役所7階 701会議室 ②12月8日（土）10時～ 市民活動センター ビナレッジ 301～302会議室 事前相談期間 平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火）
1月	審査申込受付期間 平成31年1月8日（火）～平成31年1月18日（金） 各委員へ書類の送付・団体への質問受付 1月下旬頃
2月	団体からの回答受付・各委員へ回答の送付 2月上旬頃 諮問・1次審査（書類審査） 2月12日（火）10時00分 701会議室
3月	2次審査（プレゼンテーション審査） 3月9日（土）9時30分～ ビナレッジ301会議室 市長への答申 3月中旬～下旬

参考

海老名市市民活動推進補助金 交付状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
申込団体	12団体	13団体	10団体	12団体	10団体	9団体	7団体	11団体	15団体	
申込金額	1,462,250円	2,255,880円	1,682,600円	1,747,000円	2,057,000円	2,180,000円	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円	
交付団体	4団体	7団体	4団体	5団体	5団体	7団体	6団体	8団体	10団体	
交付確定金額	430,500円	1,115,424円	803,419円	1,200,000円	1,167,000円	1,560,000円	1,300,000円	1,461,000円	1,800,000円(予定額)	
交付団体名	ライブビートストリート海老名	生きがい発見塾	混合療育を考える会	と金ネットワーク	海老名女性支援電話「そよ風」	生きがい発見塾	生きがい発見塾	永池川川歩きの会	Piccolini	
	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	生涯学習研究発表会実行委員会	生きがい発見塾	えびなパソコンサポートボランティア	えびなパソコンサポートボランティア	大谷四区親睦会	えびなアレルギーサークルデ이지ー	
	海老名女性支援電話「そよ風」	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	Sapling Music Park Ebina	えびなパソコンサポートボランティア	Sapling Music Park Ebina	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	シエスタラボ	
	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	かながわ子育て情報局	混合療育を考える会	Sapling Music Park Ebina	リーベン	特定非営利活動法人 grand-mere	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	大谷四区親睦会	
		海老名女性支援電話「そよ風」		海老名セーフティー・ベリィ協議会	公民館まつり実行委員会	福島と海老名の子ども交流実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	IDEA education (アイデアエデュケーション)	(一社)海老名扇町エリアマネジメント	
		混合療育を考える会					えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	それいけ！ママフェスタ実行委員会	
		河骨保護の会					特定非営利活動法人 やさしくなろうよ		特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	海老名で「第九」を歌おう会 実行委員会
									男女平等市民の会・海老名	NPO法人海老名ガイド協会
									NPO法人えびなの森の楽校	
									福島と海老名の子ども交流実行委員会	

他市との比較

参考

海老名市 市民活動推進補助金

区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
入門編	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業。		1 0 万円	1団体につき、1 回のみ交付とする。	事業終了後に団体の財産となり得るものは不可。 (衣装や楽器、電子機器等)	なし		0団体	1団体	1団体	4団体	3団体
発展編	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業。		3 0 万円	1 団体につき 3 回まで交付できる。ただし、当該年度に 1 回のみ交付とする。				5団体	6団体	6団体	4団体	7団体

大和市 市民活動推進補助金

区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
めばえ	活動をこれから始める、または、始めたばかりの皆さんに対する補助です。【団体補助】		5 万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の範囲内であり、現金による支出を超えることはできません。	1申請者につき1回まで	「めばえ」については、団体の活動初期に必要な備品費（パソコンや机等）も経費として基準・上限無しを含めることができる。はぐくみは事業補助なので認めない	なし。 インターネットや団体からの自主的な報告で活動の可否を把握している	近隣市と比べるとめばえの上限額が低いため、上限額を引き上げる予定がある	2団体	0 団体	0 団体	3団体	0 団体
はぐくみ	すでに活動をしている皆さんが、より活動を発展させるための補助です。【事業補助】		2 0 万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の2分の1以内であり、現金による支出を超えることはできません。	1事業につき1回まで				2 団体	2 団体	1 団体	2団体	0団体

綾瀬市 きらめき補助金

区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
いぶき	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	設立1 年未満の団体	1 0 万円	1 団体 1 回まで	物品のうち、取得価格又は評価額が5 万円（単価）以上のものはレンタル等に対応。 経常費用は認めないが、事業で使用するものであれば認める	なし。		3団体	2 団体	0 団体	1団体	1団体
はぐくみ	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	設立1 年以上の団体	2 0 万円	1 事業につき 3 回まで				6団体	7 団体	5 団体	6団体	3団体
はばたき	既に活動している団体が地域社会での広がりを目指す他、団体の協働で活動を行うための支援	設立1 年以上の団体 2 団体以上で事業を実施	5 0 万円	1 事業につき 5 回まで				0 団体	0 団体	0 団体	0団体	1団体

平塚市 ひらつか市民活動ファンド

区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
入門		今までに、ひらつか市民活動ファンドの助成を受けたことがなく、助成金を必要とする事業に取り組む団体を対象とします。	1 0 万円	1 団体につき 1 回	5 万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時に要相談。 助成金により購入した備品には、「公益信託ひらつか市民活動ファンド」からの助成対象である旨の表示義務あり。	なし。 交付期間中に、今後の活動を含めた相談会を実施し、行政へのアプローチ（委託等）を打診している。「団体の自立」がメインのため、市が積極的に介入するのではなく、団体が働きかけるというスタンスをとる。市と協働事業を行っている団体もいくつかある。	H26に補助割合の段階的な引き下げを実施した。引き下げを行ったことにより、申請時等、団体が自主財源を意識するようになった。実際に、2・3年経つと成長していつている団体もあるため、現状は段階的に10%引き下げている。 50%に引き下げた場合、その場合団体が消滅する可能性がある。	4 団体	2 団体	1 団体	3団体	3団体
発展		活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とします。 ※設立後、1 年以上 経った団体が対象。	5 0 万円 ※事業費の助成割合の制限あり。 (1 回目90%、2 回目80%、3 回目70%)	1 団体につき 3 回	※1 備品 5 万円とする。複数品目申請し、補助金上限額を上回る場合、査定を行う。			6 団体	3 団体	3 団体	3団体	7団体

藤沢市 公益的市民活動助成事業

区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
学生や若者を中心とする団体	藤沢市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体が「組織基盤強化するための取組み」を対象とする。	団体の要件代表者や学生又は若者であり、かつ、8 割以上の構成員が学生又は若者であること。	1 5 万円 (団体の予算額の 9 0 %以内)	1 団体につき 2 回まで ※過去の助成制度での助成回数を含む	【若者】 15万円の助成金の中で、組織基盤強化と認められるものであれば、備品購入の制限は無し。 【一般】 助成金の中で10万円以内 ※複数品目で合計10万円以内。上限を超える場合は、調整する。	なし。 個別相談などを実施	補助割合の段階的な引き下げにより、団体の自立につながっていると考えている。 補助割合の見直しは 3 年に 1 度の頻度で定期的に行っている。	6 団体	5 団体	4 団体	4団体（一般） 1 団体（学生）	4団体（一般） 2団体（学生）
一般の団体			3 0 万円 (団体の予算額の 5 0 %以内) ※設立後 3 年未満の団体の場合、8 0 %以内									

相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド ゆめの芽

区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
ファーストステップコース	活動の初動期を支援するための助成	設立後 3 年未満の団体（応募日現在）	総事業の 9 0 %以内で 1 0 万円以内。 ※学生主体の場合には 1 0 0 %以内で助成	同一の団体が、3 回まで助成を受けることができます。	経常費用は不可とし、審査会で事業を実施するため必要なものと判断されたものは認められている（パソコン・移動図書館装飾品も認めた）。 上限はない。	なし。 きちんとしたものはない。 年度末に行う事業報告会にて審査員よりアドバイスをしている		1 0 団体	7 団体	5 団体	6団体	4団体
ステップアップコース	活動をブラッシュアップし発展させるための助成	設立後 3 年以上の団体（応募日現在）	総事業の 8 0 %以内で 5 0 万円以内。	同一の団体が 3 回まで受けることができます。				1 2 団体	7 団体	1 1 団体	12団体	7団体